

近畿中部防衛局達第3号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第54号)第3条、第4条、第6条、第7条及び第15条の規定に基づき、近畿中部防衛局内部組織規則を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局内部組織規則

改正	平成20年4月1日	近畿中部防衛局達第2号
	平成21年3月31日	近畿中部防衛局達第7号
	平成22年3月31日	近畿中部防衛局達第1号
	平成23年3月31日	近畿中部防衛局達第10号
	平成23年4月1日	近畿中部防衛局達第4号
	平成24年4月6日	近畿中部防衛局達第1号
	平成25年5月16日	近畿中部防衛局達第3号
	平成26年3月31日	近畿中部防衛局達第5号
	平成27年4月10日	近畿中部防衛局達第4号
	平成28年3月30日	近畿中部防衛局達第3号
	平成29年3月28日	近畿中部防衛局達第3号
	平成29年12月27日	近畿中部防衛局達第6号
	平成30年3月30日	近畿中部防衛局達第1号
	平成30年11月27日	近畿中部防衛局達第4号
	平成31年3月29日	近畿中部防衛局達第1号
	令和2年3月31日	近畿中部防衛局達第1号
	令和3年3月30日	近畿中部防衛局達第3号
	令和4年3月25日	近畿中部防衛局達第3号
	令和5年3月31日	近畿中部防衛局達第3号
	令和5年8月16日	近畿中部防衛局達第6号
	令和5年8月23日	近畿中部防衛局達第7号
	令和6年3月28日	近畿中部防衛局達第1号

(本局の課長補佐及び室長補佐)

第1条 別表第1の課又は室の欄に掲げる近畿中部防衛局の課に置かれる課長補佐及び室に置かれる室長補佐は、同表の区分の欄に掲げるとおりとし、その職務は、同表の職務の欄に掲げるとおりとする。

(本局の係)

第2条 別表第2の課又は室の欄に掲げる本局の課及び室に置かれる係の所掌事務は、同表の係の欄に掲げる区分に応じ、所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(支局の課長補佐)

第3条 別表第3の課の欄に掲げる東海防衛支局の課に置かれる課長補佐は、同表の区分の欄に掲げるとおりとし、その職務は、同表の職務の欄に掲げるとおりとする。

(支局の係)

第4条 別表第4の課の欄に掲げる東海防衛支局の課に置かれる係の所掌事務は、同表の係の欄に掲げる区分に応じ、所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(事務所の係)

第5条 別表第5の左欄に掲げる近畿中部防衛局及び東海防衛支局の事務

所に置かれる係の所掌事務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(主任原価監査官)

第6条 主任原価監査官の所掌区分は、別表第6に掲げる範囲とする。

(主任検査官)

第7条 主任検査官の所掌区分は、別表7に掲げる範囲とする。

(総務部の所掌事務)

第8条 地方防衛局組織規則(平成19年防衛省令第10号)第3条第2項第2号に規定する地方防衛局長の指定する事務は、駐留軍等労働者に関する事務とする。

(契約課の所掌事務範囲)

第9条 契約課の所掌事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各部の実施する入札の執行に関すること。
- (2) 建設工事等の請負業者に関すること。
- (3) 調達部が実施する建設工事等(提供財産保全等工事(提供施設の管理、緩衝地帯の整備に係る工事の事務処理手続に関する訓令(平成19年防衛省訓令第132号)第3条第1号に規定する提供財産保全等工事をいう。)を含む。)の契約に関すること。

(労務対策調査専門官)

第10条 地方防衛局の内部組織等に関する訓令(平成25年防衛省訓令第32号。以下「組織等に関する訓令」という。)第92条第4項第2号及び第274条の2第2項第2号に規定する地方防衛局長の指定する事項は、駐留軍等労働者に関するものとする。

(基地対策室の所掌事務範囲)

第11条 基地対策室の所掌事務の範囲は、組織等に関する訓令第97条第4項第1号及び第3号に掲げる事務のほか、同項第2号に掲げる事務の全部をつかさどる。

(主任情報セキュリティ監査官)

第12条 主任情報セキュリティ監査官の所掌区分は、別表8に掲げる範囲とする。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 企画部周辺環境整備課再編交付金係は、次の事務をつかさどる。
 - (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。)第3条第1項の規定による障害防止工事の助成で、その他政令で定める施設のうち、テレビジョン放送の受信に係るものに関する事。
 - (2) 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成及び施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関する事。(防音対策課の所掌に属するものを除く。)
 - (3) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第6条の規定による再編交付金の交付に関する事。(課長の指定する地域に係るものに限る。)
 - (4) 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関する事。(課長の指定する事項に限る。)

附 則(平成20年3月31日近畿中部防衛局達第2号)

この達は、平成20年4月1日から施行する

附 則(平成21年3月31日近畿中部防衛局達第7号)

- 1 この達は、平成21年4月1日から施行する
- 2 近畿中部防衛局に置かれる契約管理室の所掌事務に関する達（平成19年近畿中部防衛局達第11号）は、平成21年3月31日限り廃止する。
- 3 米軍再編実施本部の設置に関する達（平成19年近畿中部防衛局達第27号）は、廃止する。
 - 附 則（平成22年3月31日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年3月31日近畿中部防衛局達第10号）
この達は、平成23年3月31日から施行する。
 - 附 則（平成23年3月31日近畿中部防衛局達第4号）
この達は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年4月6日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、平成24年4月6日から施行する。
 - 附 則（平成25年5月16日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、平成25年5月16日から施行する。
 - 附 則（平成26年3月31日近畿中部防衛局達第5号）
この達は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年4月10日近畿中部防衛局達第4号）
この達は、平成27年4月10日から施行する。
 - 附 則（平成28年3月30日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年3月28日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年12月27日近畿中部防衛局達第6号）
この達は、平成30年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年3月30日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号）
この達は、平成30年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成31年3月29日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、平成31年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年3月31日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、令和2年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年3月30日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、令和3年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和4年3月25日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、令和4年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号）
この達は、令和5年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年8月16日近畿中部防衛局達第6号）
この達は、令和5年8月16日から施行する。
 - 附 則（令和5年8月23日近畿中部防衛局達第7号）
この達は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令の一部を改正する訓令（令和5年防衛省訓令第72号）の施行の日から施行する。
 - 附 則（令和6年3月28日近畿中部防衛局達第1号）
この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 本局の課長補佐及び室長補佐の職務（第1条関係）

課又は室	区 分	職 務
総務課	課長補佐(総括担当)	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐(総務、企画、文書担当)	課長の命を受け、総務係長、企画係長、企画第2係長及び文書係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(人事、厚生担当)	課長の命を受け、人事係長及び厚生係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐(総務、会計、管理担当)	課長の命を受け、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(出納、審査担当)	課長の命を受け、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐(契約、契約審査担当)	課長の命を受け、契約係長及び契約審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課	課長補佐(総括担当)	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐(総務担当)	課長の命を受け、総務係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地対策室	室長補佐(基地対策担当)	室長の命を受け、基地対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力確保室	室長補佐(協力確保担当)	室長の命を受け、協力確保係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐(計画調整、再編交付金担当)	課長の命を受け、計画調整係長及び再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(障害防止担当)	課長の命を受け、障害防止係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
防音対策課	課長補佐(防音担当)	課長の命を受け、防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(住宅防音、砲撃音防音担当)	課長の命を受け、住宅防音第1係長、住宅防音第2係長、住宅防音第3係長及び砲撃音防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。

		督し、その事務を整理する。
業 務 課	課長補佐（業務担当）	課長の命を受け、業務第1係長及び業務第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐（行政財産管理、緑化対策、提供管理担当）	課長の命を受け、行政財産管理係長、緑化対策係長及び提供管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設企画室	室長補佐（施設企画担当）	室長の命を受け、施設企画第1係長及び施設企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設取得補償課	課長補佐（取得担当）	課長の命を受け、取得係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（賃借契約担当）	課長の命を受け、賃借契約第1係長及び賃借契約第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（施設補償担当）	課長の命を受け、施設補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
調達計画課	課長補佐（総務、企画担当）	課長の命を受け、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（計画調整担当）	課長の命を受け、計画調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、各課の自衛隊施設の強靱化業務に係る、事務を整理する。
事業監理課	課長補佐（施設情報管理担当）	課長の命を受け、施設情報管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
建 築 課	課長補佐（建築第1～第3担当）	課長の命を受け、建築第1係長、建築第2係長及び建築第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（建築第4・第6担当）	課長の命を受け、建築第4係長及び建築第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土 木 課	課長補佐（土木第1	課長の命を受け、土木第1係長及

	・第2担当)	び土木第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(土木第3 ・第4担当)	課長の命を受け、土木第3係長及び土木第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設 備 課	課長補佐(設備第1 ・第2担当)	課長の命を受け、設備第1係長及び設備第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(設備第3 ・第4担当)	課長の命を受け、設備第3係長及び設備第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐(設備第5 ～第7担当)	課長の命を受け、設備第5係長、設備第6係長及び設備第7係長を指揮監督し、その事務を整理する。
装 備 課	課長補佐	課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。

別表第2 本局の係及びその係の所掌事務（第2条関係）

課又は室	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関する事。 2 電報の受信及び発信に関する事（装備課の所掌に属するものを除く。）。 3 渉外に関する事。 4 図書類の収集整理及び利用に関する事。 5 当直に関する事。 6 局議の招集及び記録に関する事。 7 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 近畿中部防衛局の所掌事務に関する総合調整に関する事。 2 近畿中部防衛局の機構、定員及び運営に関する企画及び立案に関する事。 3 近畿中部防衛局の行政の考査に関する事。 4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関する事。 5 近畿中部防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。 6 近畿中部防衛局の事務能率の増進に関する事。 7 規則の審査に関する事。 8 近畿中部防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関する事。 9 局OAネットワークシステムの運用に関する事。
	企画第2係	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報保証に関する事。 2 適格性の付与に関する事 3 秘密保全に関する事 4 企画係の第3号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する事項に限る。)
	文書係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公文書類の審査及び進達に関する事。 2 近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）次長及び総務部長の官印並びに局印の保管に関する事。 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 4 近畿中部防衛局の保有する情報の公開に関する事。 5 広報に関する事。

		<p>6 近畿中部防衛局の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。</p> <p>7 地方防衛局の保有する個人情報の保護に関すること。</p>
	人 事 係	<p>1 近畿中部防衛局の職員（以下「職員」という。）及び地方防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関すること。</p> <p>2 職員の任用、補職、臨時的任用及び出向に関すること。</p> <p>3 職員の試験及び選考に関すること。</p> <p>4 派遣自衛官の補職に関すること。</p> <p>5 職員の失職及び退職並びに分限免職に関すること。</p> <p>6 職員の休職及び復職並びに身分保障に関すること。</p> <p>7 職員の懲戒に関すること。</p> <p>8 派遣自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関すること。</p> <p>9 職員の初任給の決定及び昇給に関すること。</p> <p>10 前号に掲げるもののほか、職員及び派遣自衛官の給与に関すること。</p> <p>11 人事記録に関すること。</p> <p>12 職員及び派遣自衛官の人事評価に関すること。</p> <p>13 職員及び派遣自衛官の研修及び教育訓練に関すること。</p> <p>14 職員の退職手当及び恩給に関すること。</p> <p>15 礼式、表彰及び服制に関すること。</p> <p>16 各種ハラスメントに係る対策に関すること。</p>
	厚 生 係	<p>1 職員及び派遣自衛官の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>2 職員及び派遣自衛官の安全保持に関すること。</p> <p>3 職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関すること。</p> <p>4 防衛省共済組合近畿中部防衛局支部に関すること。</p>
会 計 課	総 務 係	<p>1 会計課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 近畿中部防衛局の所掌に係る経費及び収入（以下「経費」、「収入」という。）の予算に関すること。</p> <p>3 出納官吏並びに支出負担行為担当官、官署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関すること。</p> <p>4 支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、会計課の所</p>

		掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。
	会 計 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 資金前渡に関すること。 2 職員及び派遣自衛官の給与及び旅費の支給に関すること。 3 職員の退職手当の支給に関すること。 4 庁費に係る経費による契約の締結に関する こと。 5 中小企業者の受注の機会を確保するための 措置に関すること。 6 物品の売払いに関すること（業務課の所 掌に属するものを除く。）。
	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 近畿中部防衛局所属の物品の取得及び管 理（業務課の所掌に属するものを除く。） に関すること。 2 近畿中部防衛局の庁舎（以下「庁舎」と いう。）及び職員（独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構の職員を含む。以下こ の号において同じ。）の宿舎に供される行 政財産及び民公有財産の取得及び管理に關 すること。 3 庁舎及び職員の宿舎の維持運営に関する こと。 4 庁舎の取締りに関すること。 5 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所 在市町村交付金法（昭和31年法律第82 号）第2条第1項に規定する国有資産等所 在市町村交付金（以下「交付金」という。 ）に関する事務に関すること。
	出 納 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 経費及び収入の決算に関すること。 2 徴収簿及び支出決定簿の登記に関するこ と。 3 経費の支払いに関すること。 4 歳入歳出外現金の出納保管に関すること 。 5 前渡資金の出納保管に関すること。 6 歳入徴収官事務に関すること。 7 債権の管理に関すること。
	審 査 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 経費の支出負担行為に関する審査に關す ること。 2 経費の繰越に関すること。
契 約 課	契 約 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 入札の執行に関すること。 2 建設工事等（建設工事（建設業法(昭和2 4年法律第100号)第2条第1項に規定 する建設工事をいう。以下同じ。)及び建 設コンサルタント業務等（建設工事に付随 する測量等の調査、設計及び監理その他の 業務をいう。以下同じ。)の請負業者に關 すること。 3 建設工事等の発注の方式に関すること（

		<p>契約審査係の所掌に属するものを除く。)</p> <p>4 建設工事等に伴う契約に関すること（契約審査係の所掌に属するものを除く。）。 5 契約課の所掌事務に関する争訟に関すること。</p>
	契約審査係	<p>1 契約課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 建設工事等の発注の方式に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。 3 建設工事等に伴う契約に係る審査（技術に関するものに限る。）に関すること。 （第2号及び第3号に掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。） 4 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
地方調整課	総務係	<p>1 企画部の公文書類の接受及び配布に関すること。 2 企画部長の官印の保管に関すること。 3 企画部の人事の内申に関すること。 4 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 5 企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関すること。 6 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。 7 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第4条及び第5条の規定による再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 8 防衛施設地方審議会の庶務に関すること。 9 企画部の所掌事務に関する不服の申出の処理に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
基地対策室	基地対策第1係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究並びに当該諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。 2 防衛省設置法第4条第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。 3 防衛省設置法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及</p>

		<p>び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。 （室長の指定する事項に限る。）</p>
	基地対策第2係	<p>基地対策第1係の第1号から第4号に掲げる所掌事務に同じ。（室長の指定する事項に限る。）</p>
地方協力確保室	協力確保係	<p>1 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（室長の指定する事項に限る。）。</p> <p>2 武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち近畿中部防衛局が実施するものの総合的な推進に関すること（室長の指定する事項に限る。）。</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、防衛省設置法第4条第2号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること（室長の指定する事項に限る。）。</p>
周辺環境整備課	計画調整係	<p>1 周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条から第5条まで、第8条及び第9条第2項の規定による措置並びに第6条第1項の規定による指定その他自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該施設又は施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置の事務に関する計画及び当該事務の実施についての調整に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成及び施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>5 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（障害防止係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p>

		<p>6 第3号の助成に係る地方公共団体、第4号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>7 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条の規定による再編交付金の交付に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第3号から第7号までに掲げる事務については、課長の指定する事項に係るものに限る。)</p>
	<p>障害防止係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事（道路については、農業用施設及び林業用施設であるものを含む。以下次号において同じ。）の助成に関すること（再編交付金係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路に係るものに関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること（課長の指定する事項に係るものに限る。）。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置のうち、第1号及び第2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>6 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>
<p>防音対策課</p>	<p>防 音 係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響によ</p>

	<p>る障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものに関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>4 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関する事。</p> <p>（第1号から第4号までに掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。）</p>
住宅防音第1係	<p>1 防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定に関する事。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に関する事。</p> <p>4 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関する事。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>（第3号及び第4号に掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。）</p>
住宅防音第2係	住宅防音第1係の第2号から第4号に掲げる所掌事務に同じ。（課長の指定する地域に係るものに限る。）
住宅防音第3係	住宅防音第1係の第2号から第4号までに掲げる所掌事務に同じ。（課長の指定する地域に係るものに限る。）
砲撃音防音係	<p>1 自衛隊又は駐留軍の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響による障害の防止等に関する調査、研究及び資料の収集整理に関する事。</p> <p>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供</p>

		<p>する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、住宅の防音工事の助成に係るものに関すること。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
業 務 課	業務第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 業務課の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 3 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。 4 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。 5 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。 6 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。 7 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	業務第2係	<ol style="list-style-type: none"> 1 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。 2 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）の規定に基づく補償金、慰謝料及び見舞金の支給に関すること。 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第18条第5項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあっせんその他必要な援助に関すること。 4 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定に基づく給付金の支給に関すること。 5 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関するこ

		<p>と。</p> <p>6 近畿中部防衛局（東海防衛支局を除く。）の職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。</p> <p>7 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p>
施設管理課	行政財産管理係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（他の所掌に属するものを除く。以下同じ。）の管理に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産に係る調査及び報告に関すること。</p> <p>3 自衛隊による他省庁所管の国有財産及び公有財産の使用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	緑化対策係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定等に基づく緑地帯の整備（他の所掌に属するものを除く。）及び同法第7条に基づく措置に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理に関すること。</p> <p>3 前号の行政財産に係る国有資産等所在市町村交付金に関すること。</p>
	提供管理係	<p>1 施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供及び駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 駐留軍の使用に供する国有財産の管理、及び調査及び報告に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p>

		<p>4 駐留軍の使用に供する施設及び区域の日本側の共同使用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の提供及び管理に関すること。</p> <p>6 自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有資産等所在市町村交付金に関する事務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。</p>
施設企画室	施設企画第1係	<p>1 重要土地等調査法に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設及び駐留軍に提供した施設及び区域に係る財産管理に関すること。</p>
	施設企画第2係	施設企画第1係の第1号から第2号までに掲げる所掌事務に同じ。（室長の指定する事項に限る。）
施設取得補償課	取得係	<p>1 施設取得補償課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払い（支払いに代わる工事を含む。）に関すること。</p> <p>4 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関すること（総務課、周辺環境整備課及び施設補償係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 駐留軍に提供している施設及び区域の返還を受けるため当該施設を他の場所に移設するための計画に伴う必要な調査に関すること。</p> <p>6 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入及び使用収用に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、施設取得補償課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	賃借契約第1係	自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借及び使用貸借に関すること。
	賃借契約第2係	賃借契約第1係に掲げる所掌事務に同じ。（課長の指定する事項に限る。）
	施設補償係	1 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における

		<p>損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行うものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>4 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）第1条第1項及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p> <p>6 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における補償に関すること。</p>
調達計画課	総務係	<p>1 調達部の公文書類の接受及び配布に関すること（装備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 調達部長の官印の保管に関すること（装備品等の監督検査等に関するものを除く。）。</p> <p>3 調達部の人事の内申に関すること。</p> <p>4 調達部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること（計画調整係及び装備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	企画係	<p>1 調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。</p> <p>2 調達部の所掌事務に関する連絡調整に関すること（装備課の所掌に属するものを除く。）。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3 建設工事に関する統計に関すること。 4 調達部の所掌事務に関する争訟に関すること。
	計画調整係	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事の実施の計画に関すること。 2 建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)
事業監理課	施設情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊施設の保全に資する情報管理に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
建 築 課	建築第1係	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 建築工事費の積算に関すること。 3 建築工事の設計図書等の作成及び審査に関すること。 4 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 建築工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第2号から第5号までに掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。)
	建築第2係	<p>建築第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	建築第3係	<p>建築第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	建築第4係	<p>建築第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	建築第6係	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。) 2 自衛隊施設の強靱化業務に係る事務の整理。
土 木 課	土木第1係	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 土木工事費の積算に関すること。 3 土木工事の設計図書等の作成及び審査に

		<p>関すること。</p> <p>4 土木工事の施工の促進及び監督に関する こと。</p> <p>5 土木工事に関する調査及び研究に関する こと。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。 (第2号から第5号までに掲げる事務につい ては、課長の指定する地域に係るものに限る 。)</p>
	土木第2係	<p>土木第1係の第2号から第5号までに掲げ る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	土木第3係	<p>土木第1係の第2号から第5号までに掲げ る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	土木第4係	<p>1 土木第1係の第2号から第5号までに掲 げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p> <p>2 自衛隊施設の強靱化業務に係る事務の整 理。</p>
設 備 課	設備第1係	<p>1 設備課の所掌事務に関する連絡調整に関 すること。</p> <p>2 設備工事費の積算に関すること。</p> <p>3 設備工事の設計及び設計書等の審査に関 すること。</p> <p>4 設備工事の施工の促進及び監督に関する こと。</p> <p>5 設備工事に関する調査及び研究に関する こと。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。 (第2号から第5号までに掲げる事務につい ては、課長の指定する地域に係るものに限る 。)</p>
	設備第2係	<p>設備第1係の第2号から第5号までに掲げ る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	設備第3係	<p>設備第1係の第2号から第5号までに掲げ る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	設備第4係	<p>設備第1係の第2号から第5号までに掲げ る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	設備第5係	<p>設備第1係の第2号から第5号までに掲げ</p>

		る所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)
	設備第6係	設備第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。)
	設備第7係	1 設備第1係の第2号から第5号までに掲げる所掌事務に同じ。 (課長の指定する地域に係るものに限る。) 2 自衛隊施設の強靱化業務に係る事務の整理。
装 備 課	管 理 係	1 調達部の公文書類の接受及び配布に関すること(装備課の所掌に属するものに限る)。 2 電報の受信及び発信に関すること。(総務課の所掌に属するものを除く。) 3 調達部長の官印の保管に関すること(装備品等の監督検査等に関するものに限る)。 4 装備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 5 秘密の保全に関すること(保全専門官及び総務課の所掌に属するものを除く。) 6 装備課の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 7 検査等の指令に関すること。 8 検査等の実施計画の調整に関すること。 9 検査等の基準に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、装備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

別表第3 支局の課長補佐及びその課長補佐の職務（第3条関係）

課	区 分	職 務
総務課	課長補佐（総務、企画審査、文書担当）	課長の命を受け、総務係長、企画審査係長及び文書係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（人事担当）	課長の命を受け、人事係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐（総務、会計、管理、出納担当）	課長の命を受け、総務係長、会計係長、管理係長及び出納係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（契約担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札の執行に関すること。 2 契約に関すること 3 中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関すること 4 物品の売払いに関すること（施設企画課の所掌に属するものを除く。）。
施設企画課	課長補佐（企画担当）	課長の命を受け、企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐（連絡調整担当）	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛省設置法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解並びに協力の確保に関すること。 2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること。 3 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得（建設工事によるものに限る。）に関する計画に関すること。 4 駐留軍に提供している施設及び区域の返還に伴う当該施設及び区域の移設（建設工事によるものに限る。）に関する計画に関すること。 5 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）の規定に基づく賠償金、補償金及び見舞金の支給に関すること。

- 6 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号）の規定に基づく補償金、慰謝料及び見舞金の支給をするための連絡、交渉、調査及び資料の収集整理に関すること。
- 7 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第18条第5項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。
- 8 連合軍等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定に基づく給付金の支給をするための連絡、交渉、調査及び資料の収集整理に関すること。
- 9 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のために提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。
- 10 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。
- 11 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
- 12 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。
- 13 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
- 14 東海防衛支局の職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。
- 15 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求について

		<p>の援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。</p>
	課長補佐（基地対策担当）	<p>防衛省設置法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解並びに協力の確保に関すること（課長の指定する事項に限る。）。</p>
周辺環境整備課	課長補佐（施設対策担当）	<p>課長の命を受け、施設対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
	課長補佐（障害防止担当）	<p>課長の命を受け、障害防止係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
防音対策課	課長補佐(防音担当)	<p>課長の命を受け、防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
	課長補佐（住宅防音担当）	<p>課長の命を受け、住宅防音係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
	課長補佐（移転措置担当）	<p>課長の命を受け、移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
施設補償管理課	課長補佐(管理、施設企画担当)	<p>課長の命を受け、管理第1係長、管理第2係長及び施設企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
	課長補佐(取得担当)	<p>課長の命を受け、取得係長を指揮監督し、その事務を整理する。</p>
装 備 課	課長補佐	<p>課長の命を受け、課務全般について課長を助け、課務を整理する。</p>

別表第4 支局の係及びその係の所掌事務（第4条関係）

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関する事。 2 電報の受信及び発信に関する事。 3 渉外に関する事。 4 図書類の収集整理及び利用に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	企画審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海防衛支局の所掌事務に関する総合調整に関する事。 2 東海防衛支局の機構、定員及び運営に関する企画及び立案に関する事。 3 東海防衛支局の行政の考査に関する事。 4 東海防衛支局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。 5 東海防衛支局の事務能率の増進に関する事。 6 規則の審査に関する事。 7 情報保証に関する事。 8 秘密の保全に関する事。 9 東海防衛支局の所掌事務に関する政策の評価に関する事。 10 支局議の招集及び記録に関する事。 11 局OAネットワークシステムの運用に関する事（東海防衛支局に係る運用に限る。）。
	文書係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公文書類の審査及び進達に関する事。 2 東海防衛支局長（以下「支局長」という。）及び次長の官印並びに支局印の保管に関する事。 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。 4 広報に関する事。 5 東海防衛支局の保有する情報の公開に関する事。 6 東海防衛支局の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。 7 東海防衛支局の保有する個人情報の保護に関する事。
	人事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海防衛支局の職員（以下「職員」という。）及び東海防衛支局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関する事。 2 東海防衛支局の人事の内申に関する事。 3 職員の試験に関する事。 4 職員及び派遣自衛官の扶養手当、住居手

		<p>当、通勤手当その他諸手当の認定に関する こと。</p> <p>5 職員及び派遣自衛官の教育訓練に関する こと。</p> <p>6 職員及び派遣自衛官の福利厚生及び保健 衛生に関すること。</p> <p>7 職員及び派遣自衛官の安全保持に関する こと。</p> <p>8 職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関 すること。</p> <p>9 防衛省共済組合守山支部東海防衛支局所 属所に関すること。</p> <p>10 前各号に掲げるもののほか、人事に関す ること。</p>
会 計 課	総 務 係	<p>1 会計課の所掌事務に関する連絡調整に関 すること。</p> <p>2 東海防衛支局の所掌に係る経費及び収入 (以下「経費」、「収入」という。)の予 算に関すること。</p> <p>3 出納官吏並びに支出負担行為担当官、官 署支出官及び資金前渡官吏に係る事務の一 部を処理する職員その他会計事務担当職員 の任免に関すること。</p> <p>4 支出負担行為の確認及び支出負担行為差 引簿の登記に関すること。</p> <p>5 経費の支出負担行為に関する審査に関す ること。</p> <p>6 経費の繰越に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、会計課の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。</p>
	会 計 係	<p>1 資金前渡に関すること。</p> <p>2 職員及び派遣自衛官の給与及び旅費の支 給に関すること。</p> <p>3 職員及び派遣自衛官の退職手当の支給に 関すること。</p>
	管 理 係	<p>1 東海防衛支局所属の物品の取得及び管理 (施設企画課の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>2 東海防衛支局の庁舎(以下「庁舎」とい う。)及び職員の宿舎に供される行政財産 の取得及び管理に関すること。</p> <p>3 庁舎及び職員の宿舎の維持運営に関する こと。</p> <p>4 庁内の取締りに関すること。</p> <p>5 庁舎及び職員の宿舎に係る交付金に関す る事務に関すること。</p>
	出 納 係	<p>1 経費及び収入の決算に関すること。</p> <p>2 徴収簿及び支出決定簿の登記に関するこ と。</p> <p>3 会計検査についての連絡に関すること (</p>

		<p>装備課の所掌に属するものを除く)。</p> <p>4 経費の支払に関する事。</p> <p>5 歳入歳出外現金の出納保管に関する事。</p> <p>6 前渡資金の出納保管に関する事。</p> <p>7 歳入徴収官事務に関する事。</p> <p>8 債権の管理に関する事。</p>
施設企画課	企画係	<p>1 施設企画課、周辺環境整備課、防音対策課及び施設補償管理課（以下「施設各課」という。）の所掌事務に関する企画、立案及び連絡調整に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関する事。</p> <p>3 施設各課の所掌事務に関する争訟に関する事。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する統計に関する事。</p> <p>5 施設各課の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関する事。</p> <p>6 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等において東海防衛支局が実施するものに関する総合的な推進に関する事。</p> <p>7 防衛省設置法第4条第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解並びに協力の確保に関する事（課長の指定する事項に限る。）。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、施設企画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p>
周辺環境整備課	施設対策係	<p>1 周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成及び施設周辺整備統合事業費補助金に関する事（障害防止係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関する事。</p> <p>4 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の</p>

		<p>周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（障害防止係及び防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 第2号の助成に係る地方公共団体、第3号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	<p>障害防止係</p>	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、道路（農業用施設及び林業用施設であるものを含む。）に係るものに関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること（課長が指定する事項に限る。）。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置（防音対策課の所掌に属するものを除く。）のうち、第1号及び第2号の措置に関すること。</p> <p>5 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償並びに当該施設又は施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復に関する事務のうち、道路に係るものに関すること。</p> <p>6 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は第4号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>
<p>防音対策課</p>	<p>防 音 係</p>	<p>1 防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）</p>

		<p>に係るものに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>5 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (第2号から第5号までに掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	住宅防音係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第4条の規定による住宅の防音工事の助成に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。 (第2号及び第3号に掲げる事務については、課長の指定する地域に係るものに限る。)</p>
	移転措置係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第5条第1項の規定による移転等の補償、同条第2項の規定による土地の買入れ及び同条第3項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。</p>
施設補償管理課	管理第1係	<p>1 施設補償管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連</p>

		<p>絡及び交渉に関すること。</p> <p>3 土地等調書の作成に関すること。</p> <p>4 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査（駐留軍との共同調査を含む。）及び記録に関すること（第9号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>5 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関すること。</p> <p>6 駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関すること。</p> <p>7 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させることに関すること。</p> <p>8 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法（昭和23年法律第73号）第8条第1項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること（当該普通財産のある土地の返還後における当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。）。</p> <p>9 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受けること及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関すること（第7号に掲げる事務を除く。）。</p> <p>10 駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用あっせんに関すること。</p> <p>11 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による緑地帯の整備等に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>12 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理（緑地帯の整備に関する事務を含む。）及び当該行政財産に係る交付金に関する事務に関すること。</p> <p>13 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること。</p> <p>14 前各号に掲げるもののほか、施設補償管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
	<p>管理第2係</p>	<p>1 自衛隊の施設の取得の決定後、自衛隊の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産（庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産を除く。以下同じ。）の管理に関すること（管理第1係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 自衛隊の施設の権利者への返還に関すること。</p> <p>4 他の各省庁の長の所管する国有財産を自衛隊が使用することに関すること。</p>

		<ol style="list-style-type: none"> 5 自衛隊の施設に供される行政財産に係る国有財産台帳に関する事。 6 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産に係る報告書の調整に関する事。 7 自衛隊の施設に供される国有財産及び民公有財産の共用に関する事。 8 国有財産の管理に係る事務についての企画及び立案並びに関係機関との連絡調整に関する事。 9 自衛隊の施設に供される国有財産に係る諸問題の調査及び研究並びに対策に関する事務に関する事（課長の指定する事項に限る。）。 10 自衛隊の施設に供される国有財産のうち未登録のものに関する調査及び処理に関する事。 11 自衛隊の施設に係る交付金に関する事務に関する事（会計課及び管理第1係の所掌は属するものを除く。）。
	施設企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関する事。 2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関する事。 3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関する事。
	取得係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関する事。 2 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払（支払に代わる工事を含む。）に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関する事（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。 4 駐留軍に提供している施設及び区域の返還を受けるため当該施設を他の場所に移設するための計画に伴う必要な調査に関する事。 5 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入及び使用収用に関する事。 6 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借及び使用貸借に関する事。 7 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設

		<p>及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>8 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失の補償のうち、使用期間中に行うものに関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>9 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>10 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）第1条第1項及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>11 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。</p> <p>12 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用していた場合における補償に関すること。</p>
<p>装 備 課</p>	<p>管 理 係</p>	<p>1 装備課の公文書類の接受及び発送に関すること。</p> <p>2 電報の受信及び発信に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 秘密の保全に関すること（総務課及び保全専門官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>4 検査等の指令に関すること。</p> <p>5 検査等の実施計画の調整に関すること。</p> <p>6 検査等の基準に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、装備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

別表第5 事務所の係及びその係の所掌事務（第5条関係）

1 小松防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	<p>1 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号。以下「組織等に関する訓令」という。）第209条第1項第1号及び第5号から第13号までに掲げる事務に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
施設係	<p>組織等に関する訓令第209条第1項第2号から第4号まで及び第14号から第20号までに掲げる事務に関すること。</p>

2 京都防衛事務所

係	所 掌 事 務
業務係	<p>1 組織等に関する訓令第209条第1項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

3 舞鶴防衛事務所

係	所 掌 事 務
総務係	<p>1 組織等に関する訓令第209条第4項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

4 岐阜防衛事務所

係	所 掌 事 務
総務係	<p>1 組織等に関する訓令第209条第4項各号に掲げる事務に関すること。（第1号のうち会計、文書に関すること及び第5号から第10号に関するものを除く。）</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
管理係	<p>組織等に関する訓令第209条第4項各号に掲げる事務に関すること。（第1号のうち人事、庶務に関すること及び第2号から第4号に関するものを除く。）</p>

別表第6 主任原価監査官の所掌区分（第6条関係）

部課並びに事務所	所 掌 区 分	業務の範囲
調達部装備課	調達品（航空機等及び船舶等を除く。）及びこれに関する役務の原価監査等	(1) 原価監査等の実施に関すること。 (2) 原価監査等の実施計画に関すること。 (3) 業態調査に関すること。 (4) 価格の調査に関すること。 (5) 前払金又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。 (6) その他の原価監査等の実施に関し必要な事項に関すること。
	航空機等及びこれに関する役務の原価監査等	
	船舶等及びこれに関する役務の原価監査等	
東海防衛支局装備課	調達品（航空機等を除く。）及びこれに関する役務の原価監査等	
	航空機等及びこれに関する役務の原価監査等	
岐阜防衛事務所	調達品及びこれに関する役務の原価監査等	

別表第7 主任検査官の所掌区分（第7条関係）

部課並びに事務所	所 掌 区 分	業務の範囲
調達部装備課	武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理	(1) 監督及び検査の実施に関すること。 (2) 監督及び検査の実施計画の作成に関すること。
	通信器材等及びこれに関する役務の検査等並びに生産管理	(3) 品質管理実施手順の作成に関すること。 (4) 仕様書に定める品質保証及び技術的要求に関する事項について技術的検討に関すること。
	航海器材等、需品等、機械等及び車両並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理	(5) 仕様書の疑義に関すること。 (6) 特殊工程の検定に関すること。 (7) 改善要求及び技術変更提案等の技術的検討に関すること。 (8) 認定試験の実施に関すること。 (9) 契約相手方から提出された文書図書等の審査又は承認に関すること。 (10) 生産計画の検討及び生産の促進に関すること。 (11) 官給品等の管理の監督及び官給品等に関すること。 (12) 技術図書の接受及び保管に関すること。 (13) 仕様書の変更の連絡に関すること。 (14) 下請負承認の手續に関すること。 (15) 要役務箇所の承認手續に関すること。 (16) 生産能力調査に関すること。 (17) 免税物品の手續に関すること。 (18) 第10号から前17号までに掲げる業務のほか契約の履行に関する業務（管理係及び他の主任検査官の所掌に属するものを除く。）
	船舶等(船舶用機関、船舶	前項に掲げる業務のほ

	用電気機器及び船舶用武器並びにこれらに付随する器材を除く。)及びこれに関する役務の検査等並びに生産管理	か、次の業務をつかさどる。 (1) 船舶の起工及び進水並びに搭載重量の確認に関すること。 (2) 工程表の検討及び工程促進に関すること。
	船舶用機関、船舶用電気機器及びこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理	工程表の検討及び工程促進に関する業務のほか武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務をつかさどる。
	船舶用武器及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理	
	航空機等及びこれに関する役務の生産管理	武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第10号から第18号までに掲げる業務をつかさどる。
	航空機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第1号から第9号までに掲げる業務をつかさどる。
	航空機用機器(航空機用原動機を除く。)及びこれに付随する器材並びに航空機装備品及び航空機に関する整備用又は訓練用器材並びにこれらに関する役務の検査等	
	航空機用原動機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	
東海防衛支局装備課	航空機等及びこれに関する役務の生産管理	調達部装備課の武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第10号から第17号までに掲げる業務のほか、契約の履行に関する業務(管理係及び他の主任検査官の所
	誘導武器及びこれに関する役務の生産管理	

		掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
	火器、弾火薬類、車両及びこれらに関する役務の検査等並びに生産管理	調達部装備課の武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務をつかさどる。	
	調達品（航空機等、誘導武器、火器、弾火薬類及び車両を除く。）及びこれらに関する役務の検査等並びに生産管理		
	航空機装備品（航空機用原動機を除く。）及びこれに関する役務の検査等	調達部装備課の武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第1号から第9号までに掲げる業務をつかさどる。	
	航空機用原動機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	固定翼航空機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	固定翼航空機用機器（固定翼航空機用原動機を除く。）及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	回転翼航空機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	回転翼航空機用機器（回転翼航空機用原動機を除く。）及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	航空機及び航空機装備品（航空機用原動機を除く。）の整備用又は訓練用器材並びにこれらに関する役務の検査等		
	誘導武器及びこれに関する役務の検査等		
舞鶴防衛事務所	調達品及びこれに関する役務の検査等並びに生産管理		調達部装備課の船舶等、武器等、誘導武器等、車両等、需品等及び機械等並びにこれに関する役

		務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務をつかさどる。
岐阜防衛事務所	調達品及びこれに関する役務の生産管理	調達部装備課の武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第10号から第18号までに掲げる業務をつかさどる。
	回転翼航空機等及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	調達部装備課の武器等及び誘導武器等並びにこれらに関する役務の検査等並びに生産管理の項中に掲げる業務のうち第1号から第9号までに掲げる業務をつかさどる。
	固定翼航空機等及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	
	航空機用機器及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	
	誘導武器及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務の検査等	

別表第8 主任情報セキュリティ監査官の所掌区分（第12条関係）

部課	所 掌 区 分	業務の範囲
調達部装備課	調達品及びこれに関する役務に係る契約に係る保護すべき情報の保全についての監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）等	(1) 情報セキュリティ監査等の実施に関すること。 (2) 情報セキュリティ監査等の実施計画に関すること。 (3) その他の情報セキュリティ監査等の実施に関し必要な事項に関すること。
東海防衛支局装備課		